

## 認定された職業実践専門課程が引き続き要件に適合していることについての確認（フォローアップ）

認定後、一定期間を経過した学科について、取組状況の報告を求めることにより、当該校において職業実践専門課程としての取組について点検する機会を設け、教育の改革と高度化に向けた不断の取組を促す。【フォローアップは平成29年度から実施】

### 【令和2年度における検証例①】

#### 方法見直しの検証

平成30年度から毎年、検証結果を踏まえつつ実施

以下について、毎年手法の改善

- 対象学科（抽出方法、期間）
- 実施手順
- 提出資料
- フォローアップ結果の活用（各学校へのフィードバックを含む）

#### 【令和3年度における検証】

今後、更なる効果的方法等への改善

重点化されたチェックなど  
新たなモデルの検証等

#### 【今後の方向案】

- ※ フォローアップ方法の確立
- ※ 実施要項における位置づけの整理
- ※ 認定要件を満たさない（満たす意思がない）場合の対応

### 職業実践専門課程の要件の充足及び取組状況等確認シート

| 自己点検項目  | 自己点検結果<br>※○×を記入 | ×の場合は必ず<br>対応方針記入  |
|---|------------------|--|
| <p>● 本年度、教育課程編成委員会等を少なくとも2回以上開いた。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年度開催予定だった会議を延期している場合、自己点検結果に○を記入の上、必ず対応方針記入欄に、当初の開催日程及び延期予定について記載すること。延期した会議を開催済みの場合は、その会議の議事録も提出すること。<br/>※委員が参加せずに書面のみで開催する場合の扱いには文部科学省「職業実践専門課程」に関する主な質問に対する基本的考え方」Q9を参照。</p>   |                  | <p>新型コロナウイルス感染症対策のため、当初令和元年年度開催予定だった会議を延期している場合、本欄に以下事項を記入すること。</p> <p>※延期分について、開催済みの場合はその議事録も提出すること。</p> <p>【当初の開催予定及び延期日程】<br/>第1回：令和元年●月●日<br/>※開催済み<br/>第2回：令和元年●月●日<br/>※新型コロナウイルス感染症対策のため●年●月に延期予定、又は、開催済み</p> |
| <p>● 教育課程編成委員会等の意見を踏まえて、教育課程の編成を行っている。</p> <p>※昨年度に開催された全ての教育課程編成委員会において、企業等の役員又は職員委員（全員又は一部）の出席があった。</p> <p>※代理出席の場合は、出席があったものとして書面等による意見提出のみを含めない。</p> <p>※1回でも企業等の役員又は職員委員（又は代理出席者）が出席しない会議があった場合は、×を記入すること。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症対策のために、当初昨年度開催予定だった会議を今年度へ延期し、かつ、すでに実施した場合、その会議についても本項目を判断すること。</p> <p>※昨年度に開催された全ての教育課程編成委員会について、議事録を作成した。</p> <p>※全ての教育課程編成委員会について議事録が作成されていない場合は×を記入。<br/>※新型コロナウイルス感染症対策のために、当初昨年度開催予定だった会議を今年度へ延期し、かつ、すでに実施した場合、その会議についても本項目を判断すること。</p> |                  |  |

※認定学科毎にシートは10枚

## 【令和2年度における検証例②】 書面調査の結果判断方法

(学科の分類の観点例)

| 【A】認定要件を充足し、実質化していると考えられる学科  |  |
|--|--|
| <p>【企業等と連携した教育課程の編成について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業等委員から具体的な意見を聴取し、着実に反映している。</li> <li>企業等委員の学校や学科への理解を深めるための取組を行っている。</li> <li>学校長、副校長等が教育課程編成の重要な役割を担っている。</li> <li>学内・学外の教育課程編成の体制を明確化している。</li> </ul> <p>【実習、実技、実験又は演習について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実習先企業等に対し、実習要綱やガイドライン等の提供、実習指導者への指導方法や成績評価方法の説明、実習担当教員の訪問による実習・指導状況の把握等の取組を行っている。</li> <li>実習の成績評価の方法が整備されている。</li> <li>実習内容や成績方法等について、連携先企業等と具体的に打合せている。</li> </ul> | <p>【教員研修について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教員が確実に研修を受講できるよう業務調整等を行っている。</li> </ul> <p>【第三者による評価等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第三者評価を受審している。</li> </ul> <p>【職業実践専門課程として、特に工夫している事項について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業生からの意見聴取を行っている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>※個別の取組にとどまらず、教育の質の保証・向上につなげるためのPDCAサイクルを回そうとしていることが資料から伺えるかどうかの観点から評価</p> |
| 【B】認定要件を充足していると考えられるが、実質化していることが確認できない学科   |  |
| <p>(【C】ではない かつ 【A】ではない学科)</p>  |  |
| 【C】認定要件を充足できていないと考えられる学科、又は、認定要件の充足状況を資料を通じて説明できない学科   |  |
| <p>【認定要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修業年限が1年以下である。</li> <li>教育課程編成委員会の開催回数が不足している。</li> <li>企業等と連携した実習・演習等を実施していない。</li> <li>総授業時数・単位数が必要数に達していない。</li> <li>教員研修を実施していない。</li> <li>学校関係者評価を公表していない。</li> <li>学校関係者評価委員に学内教職員が含まれている。</li> <li>学校関係者評価委員会を実施していない。</li> </ul> <p>【資料の提出状況について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部又は全ての資料が提出されていない。</li> <li>提出必要年度と異なる年度の資料が提出されている。</li> <li>議事録に議論内容の記載がない（議事次第のみ）。</li> </ul>     | <p>【別添7の記載状況について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己点検結果（○又は×）が記入されていない。</li> <li>自己点検結果が×の場合に対応方針が記入されていない。</li> <li>記述が不足している、具体性がない、不明確である。</li> <li>別添7の記述とエビデンス資料上の情報が一致していない。</li> <li>記述欄が削除されている。</li> <li>記載例とほぼ同じ記述をしている。</li> <li>同一学校の他学科とほぼ同じ記述となっている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>  |

※実際の調査においては、これ以外の要素も含めてABC分類を実施した。

# 考えられる対応案

## 短期的対応（令和3年度における検証への対応）

<実施要項（文部科学省総合教育政策局決定）の改正案>

### 5 手続

（7）都道府県知事等は、告示された専修学校専門課程が引き続き上記3の要件に適合していることについて、認定された専修学校専門課程が認定後3年以上経過した後又は文部科学大臣の求めに応じ、別紙様式8により10月31日までに文部科学大臣宛届出願います。

\*アンダーライン箇所の現行規定「…を経過する毎に、別紙様式4により…」

別紙様式8（新設） 職業実践専門課程の要件の充足及び取組状況の確認票（案） ※昨年度に比べ、様式等の実質的な純増を意図していない。  
別紙様式9（新設） 認定継続の意思確認（案）

\*毎年発出の「職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦等の手続について」（事務連絡）におけるフォローアップの依頼では、添付資料として直近3年分の別紙様式4（情報公開様式）の写し等の提出は求める。

<方法の改善（委託事業において検証）>

・対象学科の抽出方法 ・提出する添付資料の整理・ヒアリング等の実施 等

## 中期的対応（イメージ）

<規程（文部科学省告示）関係>

### ○ 規程第3条（認定の取り消し）に関する具体的な運用指針の検討

\*現行規定では、実施要項5（5）において「認定された専修学校専門課程が廃止されたとき又は要件に適合しなくなったとき」に所定の廃止又は不適合の届出を行う旨が定められているのみ。

<その他（実施要項等の所要の改正等を伴うものを含む）>

### ○ 教育の可視化・体系化の視点について、職業実践専門課程制度への反映方法の検討

### ○ 運用面での改善（推薦、公表、変更等）

### ○ 第三者評価の仕組みの職業実践専門課程への導入方法の検討 等